

# 鳥取市総合評価入札に関する運用ガイドライン

**入札方法の分類**

予定 価格	130 万円 未満	130 万円以上 6000 万円未満	6000 万円以上 2 億円未満	2 億円以上 5 億円未満	5 億円以上
入札 方法	随意契約				
	指名競争入札				
				公募型指名競争入札	
					制限付一般 競争入札
			総合評価型 一般競争入札 特別簡易型 (II 型)	総合評価型 一般競争入札 特別簡易型 (I 型)	

(注) 予定価格は消費税及び地方消費税を含まない額とする。(以下同じ。)

1. 特別簡易型 (I 型)

- ・予定価格が 2 億円以上の工事のうち、総合評価入札の対象とすることが適当と認められる工事。

2. 特別簡易型 (II 型)

- ・予定価格が 6 0 0 0 万円以上 2 億円未満の工事 (特段の事情により指名競争入札で実施するものを除く)。

3. 総合評価対象工事

- ・総合評価入札の対象となる工事は、発注工種が建築一式工事 (一般) であるものとする。

**【落札者の決定方法】**

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価点の合計が最も高い者を落札者とする。ただし、評価点の合計が最も高い者が複数ある場合は、くじにより落札者を決定する。

**【評価点の算出方法】**

評価点の算出方法は、次に示す加算方式とする。

$$\text{評価点} = \text{入札価格点数} + \text{施工能力点数}$$

※施工能力点数の合計が 0 以下となる場合は、0 点とする。

※入札価格点数及び施工能力点数の合計は小数第 3 位までとし、4 位以下は切り捨てる。

## 共通事項

### 1 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を行った者を失格とする。

- (1) 加点となる対象項目が、入札に参加するために必要とされる書類（以下「評価資料等」という。）又は入札参加資格の審査により確認できないとき。
- (2) 鳥取市建設工事低入札価格調査制度実施要領第4条の2の規定に基づき算出された失格基準価格を下回る価格で入札したとき。

### 2 応募書類等の提出

- (1) 入札参加者は、公告又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知（以下「公告等」という。）に従い、評価資料等を提出するものとする。
- (2) 評価資料等の作成等に要する費用は入札参加者の負担とし、提出された評価資料等は返却しない。

### 3 評価の方法

- (1) 各評価項目の点数を計算する過程では小数第6位未満を切り捨てた値を算出し、その値を各項目の評価方法に定める端数処理方法に従って処理し、評価点を算出する。
- (2) 共同企業体として総合評価入札に参加する場合は、評価項目のうち受注額については、当該共同企業体の代表者を含む全ての構成員の市工事受注額の平均値について千円未満を切り捨てた額を評価対象とし、その他の評価項目については当該共同企業体の代表者のデータを評価対象とする。
- (3) 企業の施工能力のうち工事成績について、共同企業体として施工した工事成績は、出資比率が30%以上のものに限り評価の対象とする。
- (4) 配置技術者の施工能力のうち工事成績について、共同企業体として施工した工事成績は、出資比率が30%以上のものに限り認める。

特別簡易型（I型）総合評価に係る採点基準

【採点項目と配点】

評価項目			配点
入札価格点数			60
施工能力点数	企業の施工能力	工事成績	15
		企業経営	3
	配置技術者の施工能力	工事成績	5
		資格	2
	受注額		4
	施工体制		4
	指名停止（減点項目）		0
合計点			93

【各評価項目と評価方法】

(注)「鳥取市発注工事」とは、鳥取市が発注した工事のうち、当初設計額（税抜）が250万円以上で、当該総合評価入札を行う工事と同一工種のをいう。

評価項目			評価方法・配点
入札価格点数			<p><math>60 \times (\text{最低入札額}) / (\text{当該参加者の入札額})</math>                      (最高60点、小数第3位未満切捨て)</p> <p>最低入札額:当該入札で提示された有効な入札のうち、最低の入札額をいう。ここで、有効な入札とは、予定価格の制限の範囲内の価格で応札した者のうち、無効な入札及び失格基準のいずれにも該当しない者で、公告等で定める入札参加者の条件に該当する者の入札とする。</p>
施 工 能 力 点 数	企 業 の 施 工 能 力	工事成績	<p><math>15 \times (\text{当該参加者の会社工事成績}) / (\text{最高工事成績})</math>                      (最高15点、小数第2位未満切捨て)</p> <p>最高工事成績:当該入札に参加する者の工事成績のうち、最も高い工事成績をいう。</p> <p>当該参加者の会社工事成績:対象期間内に完成検査が行われた、当該参加者が施工した鳥取市発注工事の評価点数の平均値(小数点第1位未満を切捨て)とする。</p> <p>※工事成績は、鳥取市工事検査規程(昭和61年鳥取市訓令第8号)に基づき工事成績が決定されたものを対象とする。</p> <p>※対象期間は3年間とし、暦年(該当する年の1月1日から12月31日)とする。</p> <p>(例)令和2年度の総合評価においては、平成29年1月1日から令和元年12月31日までの間に完成検査が行われた工事の成績が評価対象となる。</p> <p>※前3年間に受注実績がない場合は、対象期間を前5年間に延長する。</p> <p>※県外業者との共同企業体による工事の工事成績については、評価対象外とする。</p> <p>※前5年間に受注実績がない場合又は工事成績が次に示す基礎点未満の場合は、当該参加者の工事成績は基礎点とする。</p> <p>基礎点は、総合評価入札を行う工事と同一の等級における「鳥取市発注工事の工事成績の平均値－(標準偏差×2)」とし、小数第2位未満切捨てとする。基礎点の対象期間は3年間とし、暦年とする。</p>

		各発注工種及び各格付等級ごとの基礎点は、必要に応じ別に定める。
	企業経営	<p><math>3 \times (\text{当該参加者の経営事項審査総合評定値} - \text{下限値}) / (\text{上限値} - \text{下限値})</math> (最高3点、小数第2位未満切捨て)</p> <p>対象となる経営事項審査の総合評定値は、開札日が属する年度の前々年度の10月1日からその翌年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査に基づく総合評定値(有効なものが複数ある場合は、直近の審査基準日のもの)とする。</p> <p>(例) 令和2年度の総合評価においては、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査に基づく総合評定値が評価対象となる。</p> <p>※前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者については、前年度の10月1日から同年の12月31日までを審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。)</p> <p>※前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定が行われた建設業者又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。)</p> <p>※上限値及び下限値は、総合評価入札を行う工事と同一発注工種及び同一格付についてのものとし、各発注工種及び各格付等級ごとの上限値及び下限値は、必要に応じ別に定める。</p> <p>※上記の計算式により算出された値が0点以下となる場合又は対象期間内に経営事項審査を受審していない場合は、当該参加者の評価点数は0点とする。</p>
配置技術者の	工事成績	<p><math>5 \times (\text{当該参加者の配置技術者の工事成績}) / (\text{配置技術者の最高工事成績})</math> (最高5点、小数第2位未満切捨て)</p> <p>配置技術者の最高工事成績：当該入札に参加する者が提出した配置技術者の工事成績のうち、最も高い工事成績をいう。</p>

施工能力	<p>工事成績は、当該技術者が現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した、鳥取市、鳥取県又は国が発注した工事の成績点とする。ただし、総合評価入札を行う工事と同一工種であって、当該技術者が、全工期の半分以上の期間にわたって従事したものに限る。</p> <p>※工事成績の対象期間は7年間とする。</p> <p>(完成検査の日が公告等の日の7年前の日の属する年度の4月1日以降であり、工事成績の通知日が公告等の日の前日までの間にあること。)</p> <p>※県外業者との共同企業体による工事の工事成績については、評価対象外とする。</p> <p>配置技術者の工事成績が次の表の左欄に掲げる条件に該当するときは、それに代えて同表の右欄に掲げる点数を用いることとする。</p> <table border="1" data-bbox="536 848 1351 1240"> <thead> <tr> <th>配置技術者工事成績等</th> <th>評価に用いる点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成績を有しない</td> <td>会社工事成績（上限75点）</td> </tr> <tr> <td>配置技術者及び会社の工事成績がいずれも基礎点未満</td> <td>基礎点</td> </tr> <tr> <td>配置技術者成績が会社工事成績以下で 会社工事成績が75点以下</td> <td>会社工事成績（上限75点）</td> </tr> <tr> <td>配置技術者成績が75点以下で 会社工事成績が75点以上</td> <td>75点</td> </tr> </tbody> </table> <p>配置技術者は、1件の工事について2名まで記載することができる。配置予定技術者を2名記載する場合は、配置予定技術者にかかる各評価点の合計が低い者の点数を採用する。</p> <p>ただし、配置技術者の最高工事成績は、当該入札に参加する者が提出したすべての技術者を対象として算出する。</p>	配置技術者工事成績等	評価に用いる点数	成績を有しない	会社工事成績（上限75点）	配置技術者及び会社の工事成績がいずれも基礎点未満	基礎点	配置技術者成績が会社工事成績以下で 会社工事成績が75点以下	会社工事成績（上限75点）	配置技術者成績が75点以下で 会社工事成績が75点以上	75点
	配置技術者工事成績等	評価に用いる点数									
成績を有しない	会社工事成績（上限75点）										
配置技術者及び会社の工事成績がいずれも基礎点未満	基礎点										
配置技術者成績が会社工事成績以下で 会社工事成績が75点以下	会社工事成績（上限75点）										
配置技術者成績が75点以下で 会社工事成績が75点以上	75点										
資格	<p>(最高2点)</p> <p>配置技術者（主任技術者又は監理技術者として従事する者）の有する資格を、次の区分に応じて評価する。</p> <p>共同企業体の場合にあつては、代表者が配置する者に限る。</p> <p>建設業法第15条第2号イに該当する者：2点</p> <p>建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該</p>										

		<p>当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者：1点</p> <p>建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者：0.5点</p> <p>※配置予定技術者を2名記載する場合は、配置予定技術者にかかる各評価点の合計が低い者の点数を採用する。</p>
受注額		<p><math>4 \times \{ 1 - (\text{市工事受注額}) / (\text{市工事平均受注額}) \}</math> (最高4点、小数第2位未満切捨て)</p> <p>市工事受注額：総合評価入札を行う日が属する年度内に落札した鳥取市発注工事(随意契約によるものを除く。以下この項において同じ。)の落札額(消費税を除く。以下この項において同じ。)の合計について、千円未満を切捨てた額とする。この場合において、共同企業体の構成員として受注した実績は、当該構成員の出資比率に応じた額とする。</p> <p>ただし、前年度以前に落札した鳥取市発注工事(令和2年6月1日以降に落札決定が行われたものに限る。)であっても、総合評価入札を行う日が属する年度に年割額が設定されているものは、その年割額を当該年度の受注額とする。</p> <p>市工事平均受注額：総合評価入札を行う日が属する年度の前3年度の間における、鳥取市発注工事の落札額の合計額を、当該工事の件数で除して得た額の千円未満を切捨てた額とする。この場合において、共同企業体の構成員として受注した実績は、当該構成員の出資比率に応じた額とする。</p> <p>※マイナスまで算出し、下限値はマイナス30点とする。</p> <p>※市工事受注額は入札の開始時刻(以下「基準時」という。)以前に実施した入札を対象として算出する。ただし、鳥取市発注工事のうち、基準時の時点で落札決定が行われていない案件(総合評価入札に参加するいずれかの者が参加しているものに限る。)がある場合には、その全てについて落札決定を行うまでの間、受注額点の算出は行わず、総合評価入札の落札決定を保留するものとする。</p> <p>※市工事平均受注額の対象となる鳥取市発注工事は、総合評価入札を行う工事と同一の格付等級を対象として発注したのものに限る。</p>

		<p>※各発注工種及び各格付等級ごとの市工事平均受注額は、必要に応じ別に定める。</p> <p>※市工事平均受注額が0円となる場合は、最も直前の年度における市工事平均受注額を用いる。</p> <p>※各年度の年割額は、契約締結時（仮契約を締結する案件の場合は、仮契約締結時）に設定した額を用いる。ただし、基準時の時点で契約締結に至っていない案件については、公告等に定める支払い条件の率を落札額に乗じて得た額について、千円未満を切捨てた額を各年度の年割額とする。</p> <p>※受注者の責めに帰すことができない理由により契約解除が行われた場合、その他市長が特に必要と認めた場合は、必要と認められる額を受注額の対象外とすることができる。</p>
<p>施工体制</p>		<p>（最高4点）</p> <p>以下のとおり加点する。</p> <p>鳥取市建設工事低入札価格調査制度実施要領第4条の規定に基づき算出された調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）以上の価格で入札した場合：4点</p> <p>調査基準価格を下回る価格で入札し、低入札価格調査の結果、適切な施工体制が確保できると認められた場合：4点</p> <p>調査基準価格を下回る価格で入札し、低入札価格調査の結果、適切な施工体制が確保できると認められなかった場合：0点</p>
<p>指名停止 （減点項目）</p>		<p>鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けた事業者は、当該指名停止措置の期間に応じ、次のとおり減点を行う。なお、下限値は設けないものとする。</p> <p>指名停止期間が1か月以上3か月未満：2点</p> <p>指名停止期間が3か月以上6か月未満：4点</p> <p>指名停止期間が6か月以上：6点</p> <p>※減点を行う期間は、当該指名停止措置を受けた期間の2倍の期間とし、開札の日の前日を基準日とする。</p> <p>（例）</p> <p>6月1日から2か月間の指名停止措置を受けた場合： 6月1日から4か月間を減点の対象期間とし、同じ年の9月30日までの日を基準日とする入札（10月1日までに開札を行うもの）において2点の減点を行う。</p>

合計		最高93点

特別簡易型（II型）総合評価に係る採点基準

【採点項目と配点】

評価項目			配点
入札価格点数			90
施工能力点数	企業の施工能力	同種工事实績	1
	受注額		2
	施工体制		4
	指名停止（減点項目）		0
合計点			97

【各評価項目と評価方法】

(注)「鳥取市発注工事」の定義は、特別簡易型（I型）の場合と同様とする。

評価項目			評価方法・配点
入札価格点数			$90 \times (\text{最低入札額}) / (\text{当該参加者の入札額})$ (最高90点、小数第3位未満切捨て)  ※評価方法は、特別簡易型（I型）の場合と同様とする。
施 工 能 力 点 数	企 業 の 施 工 能 力	同種工事 実績	(最高1点) 以下のとおり加点する。 対象期間内に完成検査が行われた同種工事の実績がある場合：1点 同種工事の実績がない場合：0点  ※同種工事実績は、国（国立大学法人を含む）、鳥取県及び鳥取市が発注したものを対象とする。 ※総合評価入札を行う工事と同一工種のものに限って認めるものとし、工事の規模・金額等の要件は問わないものとする。 ※対象期間は15年間とし、開札日の属する年度を基準とする。 (例) 令和2年度の総合評価においては、平成17年4月1日以降に完成検査が行われた工事が対象となる。ただし、検査結果の通知が開札日の前日までに行われたものに限る。
	受注額		$2 \times \{1 - (\text{市工事受注額}) / (\text{市工事平均受注額})\}$ (最高2点、小数第2位未満切捨て)  ※評価方法は、特別簡易型（I型）の場合と同様とするが、下限値はマイナス8点とする。
	施工体制		(最高4点)  ※評価方法は、特別簡易型（I型）の場合と同様とする。
	指名停止 (減点項目)		※評価方法は、特別簡易型（I型）の場合と同様とする。
合計			最高97点